魚津市公告第75号

経営管理権集積計画の公告について

下記の森林について、森林経営管理法(平成30年法律第35号)第4条の1の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条の1の規定により公告し、縦覧に供する。

令和 3 年11月25日

魚津市長 村椿 晃

1 経営管理権集積計画の対象森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	経営管理の 存続期間
集 1 - 1	平沢日干尾 19番17、 19番18	90 林班ル小班 91 林班イ小班	保安林	0.14	令和3年12月1日 から令和8年11月 30日まで(5年間)
集 1 - 2	平沢日干尾 19番19、 19番20	91 林班イ小班	山林	0.08	
集 1 - 3	平沢日干尾 19番13、 19番14	90 林班ル小班	保安林山林	0.08	
集 1 - 4	平沢日干尾 19番15	90 林班ル小班	保安林	0.04	
集 1 - 5	平沢日干尾 19番12、 19番24、 20番15、 20番16	90 林班ヌ小班 90 林班ホ小班 89 林班へ小班 90 林班イ小班	山林	0.28	

2 縦覧場所

魚津市役所 産業建設部農林水産課 魚津市ホームページ (https://www.city.uozu.toyama.jp)

3 本公告により、魚津市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権が それぞれ設定される。